



「株式決済期間短縮（T+2）に関する勉強会」 報告書の概要

平成27年3月17日
株式決済期間短縮（T+2）に関する勉強会

I. 勉強会の設置の趣旨及び参加者

1. 設置の趣旨

- 我が国では、平成21年1月に株券等の電子化が実施される等、株式等の決済処理に係るSTP化が着実に進んでいる一方、株式の決済期間については、現在に至ってもT+3を維持している状況
- 海外主要市場では、株式等の決済期間のT+2化について実施済み又は実施の検討中
 - ⇒ 我が国においても株式の決済期間を短縮化した場合の影響等を検討するため、平成26年8月に証券業界における勉強会として、「株式決済期間短縮(T+2)に関する勉強会」を設置

2. 参加者

メンバー：証券会社14社

オブザーバー：証券保管振替機構、日本証券金融、投資信託協会

事務局：日本証券業協会、東京証券取引所、日本証券クリアリング機構

参考 海外における状況

海外主要市場における株式のT+2化の取組み状況

	米国	英国	フランス	ドイツ	シンガポール	オーストラリア	香港
現在の 決済期間	T+3	T+2	T+2	T+2	T+3	T+3	T+2
T+2 移行時期	検討中	2014年10月		1970年代	2016年 (提案段階)	2016年3月 (提案段階)	1992年
検討状況	2014年4月、 SIFMA、DTCCが T+2化支持を表明 2014年10月、 T+2化の検討体 として諮問委員会、 ワーキンググルー プを設置	—		—	2014年2月、シン ガポール証券取 引所がT+2化を 提案 シンガポール証 券取引所におい てT+2化の具体 策等を検討中	2014年2月、オ ーストラリア証 券取引所がT+2 化を提案 2014年12月、T+ 2化の検討体と してMarket Implementation Groupを設置	—

Ⅱ. 勉強会での検討内容

1. 検討の趣旨

我が国で株式決済期間をT+2化した場合の影響について広く検討

2. 主な検討項目

- ① T+2化の実現により想定されるメリット
- ② T+2化の実現により想定されるデメリット
- ③ T+2化の実現に向けて想定される課題
- ④ 株式等以外の有価証券の取扱い
- ⑤ T+2化を行う場合の準備期間・実施時期等

Ⅲ. 報告書の概要

1. T+2化の実現により想定されるメリット

1. 決済リスクの削減

- T+2化に伴う未決済残高の縮減による、破綻時の流動性リスク、再構築コストリスク等の決済リスクの削減

2. 資金効率の向上・担保負担の軽減

- 証券・資金のさらなる活用に伴う流動性向上
- 株式の清算基金所要額の削減による担保負担の軽減

3. 業界全体としての決済事務の一層の合理化・効率化

- T+2化の実現に必要な取組みを業界全体で推進することによる、業界全体として決済事務の一層の合理化・効率化

4. 我が国市場の国際競争力の維持・向上

- 国際標準に沿った決済制度を導入することによる、国際競争力の維持・向上

2. T+2化の実現により想定されるデメリット

1. フェイルリスクの増加

- T+2化に伴うポストトレード処理のタイト化等による、フェイル増加のおそれ

2. オペレーショナルリスクの増加

- T+2化に伴うポストトレード処理のタイト化等による、オペレーショナルリスク増加のおそれ

3. 業務フローの見直しやシステム改修等に伴うコスト負担

- T+2化に伴うシステム投資や社内体制の再整備等による、市場関係者のコスト負担の増加

3. T+2化の実現に向けて想定される課題(1)

1. フェイルへの対応

T+2化に伴い、特に非居住者との取引におけるフェイルの増加が見込まれることから、以下の事項について検討が必要

- 清算・決済インフラ等における決済時限の見直しの是非
- 非居住者取引を踏まえた上でのフェイル・ルールの見直し
- 貸借取引に係る処理の迅速化、取引の環境整備

2. 事務負担の増大の緩和

- 非居住者との取引
 - ・ ポストトレード処理の前倒しの推進
 - ・ オペレーション・情報伝達の省略化・共通化によるSTP化の推進
- 機関投資家との取引
 - ・ 決済照合システムや一般振替DVP等の利用促進
 - ・ ポストトレード処理の事務統一化・効率化
- 個人投資家との取引
 - ・ 取引報告書(契約締結時交付書面)等の電子交付の推進、又は電話・FAX等の活用

3. T+2化の実現に向けて想定される課題(2)

3. T+2化に付随する課題

- 過誤訂正処理のスケジュール
- 信用取引の委託保証金等の差入れスケジュール・業務フロー
- ETF、DR、転換社債等の設定・交換・転換等の業務フロー
- 証券会社間の残高移管手続
- 転換社債の基準日決済の実現

4. 投資家への周知

- T+2化による制度・市場慣行の変更等への理解の促進
- 各投資家層において必要となる態勢整備の促進

4. 株式以外の有価証券の取扱い等

1. 株式以外の上場有価証券

- 株式以外の上場有価証券(ETF、REIT等)についても、株式がT+2化される場合には同様にT+2化することが望ましい。
ただし、日銀出資証券について、電子化に関し検討の必要あり。

2. 非上場の有価証券

- 債券及び外国証券についても、株式がT+2化される場合には同様にT+2化することが望ましい。
- 投資信託についてもT+2化が望ましいが、現在でも解約期間が統一されていないこと等について考慮の必要あり。

3. 取引所外取引

- 私設取引システムを含めた取引所外取引についても、取引所取引と同様にT+2化することが望ましい。

5. T+2化を実施する場合の準備期間・実施時期等

- ▶ 我が国におけるT+2化の実施については、米国の動向や日本の決済システムが取り残されないようにするという国際的な観点を踏まえた十分な検討が必要
- ▶ 実施する場合には、市場関係者の社内体制・システム整備等の対応を要することから決定から実施までに十分な準備期間の設定が必要
- ▶ 今後の決済・市場インフラに係る他の制度・システム変更の予定も踏まえ、実施時期を見据える必要